



低所得世帯への支援のための給付と定額減税の全体像

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、以下A～Cの方を対象に、一連の給付を行います。
※定額減税に関することは、各種ホームページをご確認ください。

■ 北九州市における給付金等 実施のイメージ

④(1)令和6年度非課税化給付
④(2)令和6年度均等割のみ課税化給付
④(3)令和6年度子ども加算
【基準日】令和6年6月3日(予定)

対象	令和5年度	夏頃	令和6年度
給付	【A】住民税非課税世帯 1/29～順次 1世帯 7万円 追加給付 申請期限 4/30 ① 3/29～順次 ③子ども加算 (児童1人あたり5万円) 令和5年度住民税情報等をもとに給付	令和5年度の給付①～③対象世帯は令和6年度の給付対象ではありません	新たに住民税非課税となる世帯 できる限り早期(時期未定) ▶▶▶ 1世帯 10万円 給付 子ども加算 (児童1人あたり5万円) 令和6年度住民税情報等をもとに給付
	【B】住民税均等割のみ課税世帯 3/1～順次 1世帯 10万円 給付 申請期限 4/30 ② 3/29～順次 ③子ども加算 (児童1人あたり5万円)		新たに住民税均等割のみ課税となる世帯 できる限り早期(時期未定) ▶▶▶ 1世帯 10万円 給付 子ども加算 (児童1人あたり5万円)
	【C】定額減税しきれないと見込まれる方 ①令和5年度非課税給付 ②令和5年度均等割のみ課税給付 ③令和5年度子ども加算 【基準日】令和5年12月1日		⑤調整給付 【基準日】令和6年6月3日(予定)
減税	【D】住民税所得割又は所得税納税者 定額減税 各種ホームページをご確認ください。 国税庁定額減税特設サイト【令和6年分所得税の特別控除(定額減税)】 北九州市ホームページ【令和6年度分個人の市県民税の特別税額控除(定額減税)】		

給付金の相談窓口

上記①～③の給付について、下記のとおり相談を受け付けています。
その他の給付については、今後の国の方針を踏まえ、改めて相談窓口をご案内します。

【北九州市重点支援給付金コールセンター】

- ・電話番号(フリーダイヤル):0120-034-553
- ・受付時間:平日(午前9時から午後5時まで) (注)土曜日・日曜日・祝日を除く

【区役所相談窓口】

- ・受付時間:平日(午前9時から午後4時まで) (注)土曜日・日曜日・祝日を除く
- ・相談対応内容:給付金の制度、支給要件等のご案内、申請支援

区	場所	開所日
小倉北区	小倉北区役所西棟 地下1階 B1会議室	令和6年4月30日(火)まで
八幡西区	八幡西区役所5階 総務企画課横・エレベーター前	令和6年4月30日(火)まで

※区役所では電話による相談は受け付けておりません。直接窓口へお越しください。